平成２８年（フ）第５４６号
福岡県遠賀郡遠賀町大字鬼津1716番地の６
破産者　津村　賢司
１　決定年月日　平成29年２月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第８７５号
さいたま市緑区宮本２丁目10番地35
破産者　嶋田　裕司
１　決定年月日　平成29年２月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第８７６号
さいたま市緑区宮本２丁目10番地35
破産者　嶋田　恭子
１　決定年月日　平成29年２月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１３０４号
さいたま市北区宮原町４丁目99番地９　第153ＶＩＰ宮原207号室
破産者　西戸　　潤
１　決定年月日　平成29年２月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１３７６号
さいたま市緑区宮本１丁目６番地17、旧住所東京都杉並区方南２丁目15番３号
破産者　星川　純子（旧姓加茂下）
１　決定年月日　平成29年２月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１４３９号
埼玉県戸田市上戸田２丁目46番10―307号
破産者　森　　正樹
１　決定年月日　平成29年２月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１５０９号
さいたま市南区大谷場２丁目７番14号101
破産者　荒木　良介
１　決定年月日　平成29年２月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第７５号
横浜市戸塚区戸塚町2826番地１　アルカディア金子202号、破産開始決定時の住所相模原市中央区水郷田名３丁目３番８―509号
破産者　潮田　　博
１　決定年月日　平成29年２月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第５８３号
神奈川県秦野市戸川1053番地
破産者　森岡　繁康
１　決定年月日　平成29年２月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第２１号
岐阜県高山市上岡本町１丁目641番地　里心203号
破産者　中田　芳明
１　決定年月日　平成29年２月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２８年（フ）第３４号
岐阜県高山市下切町345番地
破産者　宮ノ腰伸二
１　決定年月日　平成29年２月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２８年（フ）第３６号
岐阜県高山市新宮町830番地31　メゾン・エミナースＥ―201（開始決定時の住所　岐阜県高山市新宮町716番地２）
破産者　田中　伸二
１　決定年月日　平成29年２月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２７年（フ）第４６０２号
大阪府守口市大日東町11番１―706号
破産者　クラフトアーティストオフィスこと坊農　和也
１　決定年月日　平成29年２月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２５９９号
大阪府吹田市片山町１丁目９番11号　タウンハウスステップ203号、開始決定時の住民票上の住所大阪府茨木市宿久庄４丁目16番５号の５
破産者　武井　康範
１　決定年月日　平成29年２月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２９７６号
大阪府岸和田市春木中町４番３号、前住所大阪市中央区材木町３番18―801号
破産者　山下　智惠
１　決定年月日　平成29年２月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３５７５号
大阪市北区天神橋１－８－９グレースピア天満304、住民票上の住所大阪市旭区中宮４丁目15番22号
破産者　長尾亜希子
１　決定年月日　平成29年２月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３５８１号
兵庫県芦屋市東芦屋町18番６号
破産者　吉川　芳樹
１　決定年月日　平成29年２月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３５９３号
大阪府寝屋川市高柳４丁目10番４号
破産者　西森　利一
１　決定年月日　平成29年２月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３７０３号
大阪市城東区天王田15番７―610号
破産者　上峠　　勝
１　決定年月日　平成29年２月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部